

二輪自動車等の前照灯審査について、 すれ違い用前照灯の審査方法を規定します

二輪自動車及び側車付二輪自動車（次の①及び②掲げるものに限る。）にあっては、前照灯試験機による審査方法を、現在の走行用前照灯による審査方法からすれ違い用前照灯による審査方法へ変更します。

- ① 平成27年6月1日以降に製作された自動車であって、UN R98、UN R112又はUN R113に適合するもの
- ② 平成32年7月1日以降に製作された自動車

ただし、すれ違い用前照灯による審査方法のための設備・体制整備が整うまでの間、現在使用している走行用前照灯試験機により審査を行うことができるものとします。

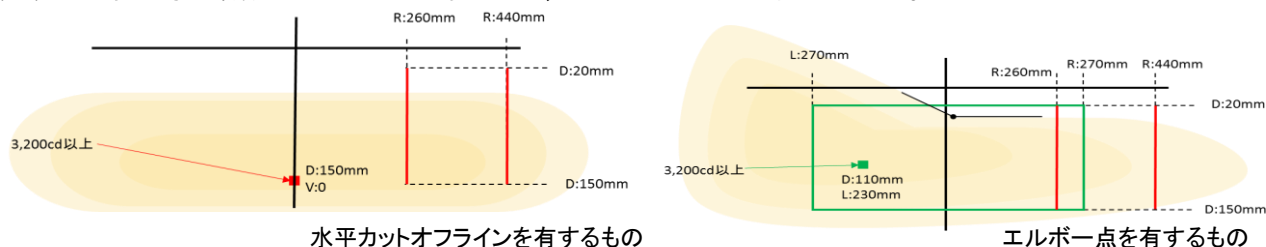
本改正の適用日：平成31年10月1日～

（なお、平成31年4月1日以降すれ違い測定を希望される場合は検査官にお問い合わせください）

◆すれ違い用前照灯の審査基準

【概要】

- (1) 次図に掲げる範囲にカットオフライン又はエルボ一点があること。
- (2) 光度測定点における光度が3,200cd以上あること。



◆ただし、設備・体制整備が整うまでの間は

- (1) 現在行っている走行用前照灯による審査方法でも可能です。
- (2) 現在使用している前照灯試験機により計測可能な範囲にて審査を行い、次の①及び②に適合するものは「すれ違い用前照灯の審査基準」に適合するものとします。 ※当該審査を希望する場合は必ず検査官に申し出てください。

- ① すれ違い用前照灯のカットオフラインが前照灯の照明部中心面の水平面以下であること。
- ② すれ違い用前照灯の最高光度点の光度が5,000cd以上であること又は走行用前照灯の最高光度点の光度が15,000cd以上であること。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

二輪自動車等のすれ違い用前照灯審査の 設備・体制整備が整うまでの間の措置フロー

前照灯審査の別（走行用・すれ違い用）
（平成32年7月1日（UN R98・112・113適合車は平成27年6月1日）
以降に製作された自動車）

走行用前照灯による場合

【走行用前照灯試験機を使用】
走行用前照灯を点灯させ計測を実施

現行の走行用の基準にて合否を判定
（※審査事務規程7-62テスト等による審査により判定）

合格

適合

不合格

不適合

すれ違い用前照灯による場合
※必ず検査官に申し出てください。

【走行用前照灯試験機を使用】
すれ違い用前照灯を点灯させ計測を実施

計測により表示された、カットオフライン（水平部分）の位置が当該自動車に備える前照灯の照明部中心面の水平面以下である。

Yes

No

計測により表示されたすれ違い用前照灯の最高光度点の光度が5,000cd以上である。

Yes

No

【走行用前照灯試験機を使用】
走行用前照灯を点灯させ計測を実施

計測により表示された、最高光度点の光度が15,000cd以上である。
（※向きは問わない。）

Yes

No

適合

不適合